

茨城県報

第 3 1 5 号

平成4年2月3日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

- 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(環境管理課) 1
- 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(交通・産業立地課) 2
- 茨城県通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則(観光物産課) 2

告 示

- 字の区域の変更(2件)(地方課) 3
- 生活保護法による医療機関の指定等(社会福祉課) 6
- 茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課) 8
- 茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程により知事が指定する資金の種類及び
利子補給率の一部改正(") 9
- 茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正(") 10
- 臨時種畜検査の実施(畜産課) 11
- 道路の区域の変更(道路維持課) 11
- 道路の供用の開始(") 12
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(都市施設課) 12
- 換地処分の公告(土地改良事務所) 12
- 土地改良法に基づく換地処分(") 13

公 告

- 県営土地改良事業計画(2件)(農地管理課) 13
- 開発行為の工事完了(4件)(建築指導課) 13
- 道路の位置の指定(5件)(") 15

規 則

茨城県規則第4号

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和61年茨城県規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式第9号中「(第4条第1項)」を「(第4条)」に、「千代田村」を「千代田町」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第5号

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則(昭和52年茨城県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表県南の項中「千代田村」を「千代田町」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第6号

茨城県通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則

茨城県通訳案内業法施行細則(昭和24年茨城県規則第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 写真(最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦8センチメートル、横5.5センチメートルのものであつて、台紙を付けないもの。以下同じ。)2葉

第2条第2項第3号及び同条第3項第2号中「手札型」を削る。

様式第1号中「3,500円」を「4,200円」改める。

様式第2号及び様式第3号中「2,800円」を「3,300円」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により笠間市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大橋字櫛前 725の3

上記を大橋字青柳に変更

茨城県告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により笠間市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の設定の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

本戸字道下 166, 270の2

” 字道方田 167, 268, 269, 271

” 字足洗 168, 266

” 字文珠院下 210の2, 211の2, 242の2

” 字下岡田 227

” 字岡田 228, 230, 231, 510の1, 510の2

” 字ボックス 232

” 字田島 233

” 字道添 234

” 字間田 235, 239, 240

” 字柿田 236

” 字横畑 237

” 字梯子畑 238の1, 238の2

” 字屋敷下 241の2, 258の3, 307の3, 366の1, 366の2, 367の2,

368の2, 381の1, 381の2, 383の1, 383の2

本戸字下畑 243の2

" 字寺屋敷 257の2

" 字屋敷前 259, 396, 507, 509

" 字東前 262, 508, 511の1, 511の2, 525の1, 525の2

" 字久保田 263から265まで, 276

" 字下窪田 267

" 字麴屋前 272, 273, 311の1

" 字ウルシクボ 274, 283

" 字下久保田 275

" 字久子田 277

" 字山ノ神 279の1

" 字ヤマノカミ 281

" 字前田 282

" 字ウルシボク 284

" 字七尺町 285

" 字タバタ 286, 290, 291

" 字田畑 292

" 字清水下 309の3

" 字麴屋 310

" 字カウカイ堀句 363

" 字大道下 365

" 字カナヤ 373の2, 379の2, 521の2

" 字屋敷脇 380の2

" 字長町 382の1, 382の2, 385, 390, 392, 394, 397, 398, 400

" 字谷原中 384, 386から388まで, 393, 395

" 字上ノ前 389の1, 389の2

" 字カ子町 391

" 字 島 399, 410

" 字金町 401

" 字シマ 404の3, 405, 409, 412, 450

" 字山王下 413の1, 413の2, 414の1, 414の2, 415の1, 415の2, 417の2, 419の2, 449の1から449の4まで

" 字松木下 436の2, 437の2, 446の2, 447の2, 448の1, 448の2, 454の1, 454の2, 455の1から455の3まで, 491の2

" 字ツクエ 451, 452

" 字ヌカリ 453

" 字正シ場 456, 457の2, 484の1, 484の2

本戸字十日前 458の1, 458の2, 477の2, 479の1, 479の2, 480の1, 480の2, 482, 483の1, 483の2

“ 字ウツキワキ 459の1, 461, 462

“ 字宇津き添 460の1

“ 字北田 463

“ 字稲荷脇 481, 513, 556

“ 字下町 486の1, 486の2, 488の1から488の3まで, 512の1, 512の2

“ 字下ノ町 487の1, 487の2, 515の1, 515の2

“ 字古屋敷 489の1, 489の2, 490の2

“ 字地藏前 516, 518の1, 518の2, 547の2, 548の1, 548の2, 549, 550の1, 551, 631, 634, 635, 637の1, 637の2, 638の1, 638の2, 640の1, 640の2, 679

“ 字宅地脇 520の2

“ 字裏山 522の2

“ 字ナカレ 552から555まで

“ 字稲荷裏 558

“ 字稲荷表 558の1

“ 字反町 611の2, 612, 613

“ 字猿引 618, 619, 625, 627の2, 628

“ 字川向 626, 680, 687, 688

“ 字ナガレ 629

“ 字高地蔵前 630

“ 字カンボグ 632, 633, 674, 677, 678

“ 字大ブガラ 656の2

“ 字引廻し 653の2, 659の2, 662の1, 662の2, 664の1, 664の2, 665の1, 665の2, 666, 667の2, 668の2, 669の1, 670, 672, 673, 694の1, 694の2, 695の1, 695の2, 716の1, 716の2

“ 字引廻 641の2, 642の2, 658の2, 696, 718

“ 字下ノ尻 671, 676, 690から692まで, 723

“ 字下尻 689

“ 字原山 697の2

“ 字引巡道下 717

“ 字合柄 719の1, 720の1, 722の1

“ 字合柄橋 721

及びこれらに伴う国有地の道路、水路の全部を本戸字金谷に設定。

茨城県告示第129号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり、指定、廃止、変更、休止及び再開した。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(医療機関コード) 名 称	所 在 地	開 設 者	診 療 科 目	点数 表	指定等 年月日	指定等 の 別
(0420836) 長島外科病院 附 属 診 療 所	古河市本町 1-9-15	医療法人 長島外科病院	外, 整, 胃	乙	3.12.17	指 定
(0820688) 根 本 医 院	竜ヶ崎市半田町 1390	医療法人社団 千 楽 会	内, 小, 外	〃	3.12.1	〃
(2020832) 根本クリニック	つくば市鬼ヶ窪 1108	根 本 真 一	内, 小, 皮, 泌, 外, 形, 性	〃	3.9.1	〃
(3621158) 鬼 沢 医 院	鹿島郡鉾田町鉾田 2116	医療法人 幸 樹 会	外, 内, 産, 小, 皮, 循	〃	3.12.1	〃
(0132205) 元吉田歯科 ク リ ニ ッ ク	水戸市元吉田町 1973-33	須 磨 順 孝	歯	—	3.11.1	〃
(1630249) か さ ま 歯 科	笠間市笠間 1542-5	今 湊 良 証	歯	—	3.9.1	〃
(1530241) 小 原 歯 科 医 院	北茨城市華川町 臼場595	小 原 宏 之	歯	—	3.12.1	〃
(1830245) 神田山歯科 ク リ ニ ッ ク	岩井市神田山 1427-1	初 見 謙 介	歯	—	3.9.1	〃
(1730577) 大崎歯科 ク リ ニ ッ ク	取手市青柳 1579-1	大 崎 健 彦	歯	—	3.12.1	〃
(1930375) 医療法人社団 ときわ歯科医院	牛久市田宮町 183-1	医療法人社団 孝 徳 会	歯	—	3.10.1	〃
(2030787) 鈴木和子歯科医院	つくば市上横場中台 243-7	鈴 木 和 子	歯	—	3.11.1	〃
(3130941) 菊 地 歯 科 医 院	東茨城郡常北町 石塚1195-8	菊 地 長 生	歯	—	3.12.1	〃
(3130958) 田 中 歯 科 医 院	東茨城郡茨城町 下石崎1043	田 中 俊 彦	歯	—	〃	〃
(0141089) アゼリア調剤薬局	水戸市浜田 2-11-43	有限会社 ト ラ ス ト	調 剤	—	3.11.1	〃

(0141097) 慈愛堂薬局	水戸市南町 3-1-21	有限会社 ミトサイエンス	調剤	—	3.11.20	指 定
(529) 大利根接骨院	岩井市岩井 4986-2	木村克己	柔道整復	—	3.10.17	”
(530) 須賀接骨院	北相馬郡守谷町 守谷甲2568	須賀尚夫	”	—	3.11.11	”
(531) 大谷接骨院	稲敷郡美浦村大谷 1056-5	飯倉隆	”	—	”	”
(122) 小畑治療院	水戸市双葉台 4-19-13	小畑鈴江	あんま, マッサージ	—	3.10.15	”
(123) 田崎治療院	笠間市下市毛161	田崎敦生	”	—	3.9.12	”
(2020840) 柴原医院	つくば市吉沼1151	医療法人社団 柴原医院	内, 小, 産 婦	乙	3.10.1	”
(2020857) 高田整形外科	つくば市栗原3963	高田俊一	整, 理, 放, 麻, 内	”	3.11.1	”
(2020873) 栗島医院	つくば市上郷 2228-3	栗島節子	内, 小, 皮	”	3.12.1	”
(2020881) 南大通り クリニック	つくば市竹園 2-16-24	玉那覇好生	内, 外, 胃, 肛, 小	”	4.1.1	”
(0321729) 東口皮膚科	土浦市有明町 2-31	畠山寛子	皮	”	”	”
(0321737) 石井内科 クリニック	土浦市右廻 2626-66	石井正徳	内, 循, 小	”	”	”
(0331138) おじま歯科医院	土浦市真鍋 5-15-16	小島健司	歯	—	”	”
(2040271) スズラン調剤薬局 梅園店	つくば市梅園 2-5-3	小倉佳須子	調剤	—	3.12.1	”
(532) 吉原接骨院	つくば市国松1083	吉原貴範	柔道整復	—	3.10.30	”
(0122226) 医療法人清真会 丹野病院	水戸市酒門町仲田 4887	医療法人 清 真 会	—	—	3.10.28	名 称 変 更
(4320362) 八島医院	猿島郡五霞村 元栗橋2122	栗原平介	—	—	2.9.20	休 止

(0132205) 元吉田歯科 クリニック	水戸市元吉田町 1973-33	須 磨 順 孝	—	—	3.11.1	休止
(0132205) 元吉田歯科 クリニック	〃	〃	—	—	4.1.1	再開
(0420430) 長島外科病院	古河市本町 1-9-15	医 療 法 人 長島外科病院	—	—	4.1.1	休止
(0221200) 鹿島クリニック	日立市鹿島町 1-11-7	上 野 豊	—	—	3.12.18	廃止
(0820423) 根本医 院	竜ヶ崎市半田町1390	根 本 益 三	—	—	3.11.30	〃
(0820571) 服 部 医 院	〃 馴馬町2518	服 部 仁	—	—	3.12.8	〃
(3620184) 鬼 沢 医 院	鹿島郡鉾田町鉾田 2116	鬼 沢 武 文	—	—	3.11.30	〃
(1430160) 薄井歯科医院	高萩市本町1-52	薄 井 稔	—	—	3.12.21	〃
(3330608) 飯 田 歯 科 クリニック	那珂郡那珂町飯田 2830-1	奥 井 深	—	—	3.12.26	〃
(3630452) 鹿島ア-ト 歯 科 医 院	鹿島郡鹿島町宮中 3-3-8	笹 嶋 正 章	—	—	3.11.25	〃
(4130445) 青木歯科診療所	真壁郡真壁町古城 74-3	青 木 秀 夫	—	—	3.12.31	〃
(0140776) 慈愛堂薬局	水戸市南町 3-1-21	有限会社 ホンダ・エン タープライズ	—	—	3.11.20	〃
(125) 須賀接骨院	北相馬郡守谷町 守谷甲2568	須 賀 治 雄	—	—	3.11.10	〃
(2020253) 柴 原 医 院	つくば市吉沼1151	柴 原 浩	—	—	3.9.30	〃

~~~~~

茨城県告示第130号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

付則第5項中「2.75%」を「2.65%」に、「3.15%」を「2.9%」に、「1.95%」を「1.85%」に、「2.35%」を「2.1%」に、「0.95%」を「0.9%」に、「1.35%」を「1.15%」に改める。

別表中「2.75%」を「2.65%」に、「1.95%」を「1.85%」に、「0.95%」を「0.9%」に、「3.15%」を「2.9%」に、「2.15%」を「1.95%」に、「7.95%」を「7.7%」に、「4.95%」を「4.7%」に、「3.95%」を「3.75%」に、「4.45%」を「4.2%」に改める。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定は、平成3年12月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第131号

昭和52年4月1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)別表8の項に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種類及び知事が指定する利子補給率の一部を次のように改正し、平成3年12月20日以後になされた貸付けに係る農業近代化資金等に係る利子補給について適用し、同日前に貸付けを受けた農業近代化資金等に係る利子補給については、なお従前の例による。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

表中「

|           |   |
|-----------|---|
| 年 3.9 5 % | — |
|-----------|---|

」を「

|         |   |
|---------|---|
| 年 3.7 % | — |
|---------|---|

」に、「

|           |
|-----------|
| 年 4.9 5 % |
|-----------|

」  
「

|           |           |
|-----------|-----------|
| 年 4.4 5 % | 年 3.4 5 % |
|-----------|-----------|

」を「

|         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| 年 4.7 % | 年 4.2 % | 年 3.2 5 % |
|---------|---------|-----------|

」に、「

|           |
|-----------|
| 年 4.9 5 % |
|-----------|

」  
「

|             |           |
|-------------|-----------|
| % 年 4.9 5 % | 年 3.9 5 % |
|-------------|-----------|

」を「

|         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| 年 4.7 % | 年 4.7 % | 年 3.7 5 % |
|---------|---------|-----------|

」に、「

|           |   |
|-----------|---|
| 年 4.4 5 % | — |
|-----------|---|

」を「

|         |   |
|---------|---|
| 年 4.2 % | — |
|---------|---|

」に、「

|           |   |
|-----------|---|
| 年 4.9 5 % | — |
|-----------|---|

」  
を「

|         |   |
|---------|---|
| 年 4.7 % | — |
|---------|---|

」に、「

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 年 4.4 5 % | 年 3.4 5 % | 年 2.4 5 % |
|-----------|-----------|-----------|

」を「

|         |         |           |
|---------|---------|-----------|
| 年 4.2 % | 年 3.2 % | 年 2.2 5 % |
|---------|---------|-----------|

」に、「7.95%」を「7.7%」に、「4.3%」を「4.05%」に、「3.3%」を「3.1%」に、「4.7%」を「4.45%」に、「4.25%」を「4.0%」に、「3.25%」を「3.05%」に改め、同表の備考中「4.95%」を「4.7%」に、「3.15%」を「2.9%」に、「3.95%」を「3.75%」に、「2.15%」を「1.95%」に改める。

## 茨城県告示第132号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程(平成3年茨城県告示第128号)の一部を次のように改正する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第3条を次のように改める。

(中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率)

第3条 利子補給の対象となる中山間地域活性化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

| 資金の種類            |                               | A                         |                            | B      |
|------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------|--------|
|                  |                               | 貸付金のうち<br>2億7千万円<br>までの部分 | 貸付金のうち<br>2億7千万円<br>を超える部分 |        |
| 加工流通施設<br>整備資金   | 融資機関が要綱<br>第3の2のア,<br>ウ及びオの場合 | 年1.45%                    | 年0.95%                     | 年0.85% |
|                  | 融資機関が上記<br>以外の場合              | 年 0.5%                    | —                          | —      |
| 保健機能増進<br>施設整備資金 | 融資機関が要綱<br>第3の2のア,<br>ウ及びオの場合 | 年 2.1%                    | 年 1.2%                     | 年 1.1% |
|                  | 融資機関が上記<br>以外の場合              | 年1.15%                    | 年0.25%                     | 年0.15% |

(注) 1 Aとは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のAをいう。

2 Bとは、要綱第3の3の(3)のアの表の注書のBをいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

| 融資機関 | 貸付対象者             | 農業協同組合等 | 左記以外の者 |
|------|-------------------|---------|--------|
|      | 要綱第3の2のア, ウ及びオの場合 | 年 2.1%  | 年 2.9% |
|      | 上記以外の場合           | 年1.15%  | 年1.95% |

(注) 農業協同組合等とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又は要綱第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成3年

12月20日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第133号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 検 査 年 月 日       | 検 査 場 所                       |
|-----------------|-------------------------------|
| 平成 4 年 2 月 27 日 | 稲敷郡江戸崎町佐倉 3 2 4 0<br>茨城県養豚試験場 |

茨城県告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成 4 年 2 月 3 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 4 年 2 月 3 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 一般国道
- 2 路 線 名 1 2 5 号
- 3 道 路 の 区 域

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 摘 要   |
|-----------------------------|------|--------------------|-------------|-------|
| 稲敷郡東村大字幸田<br>字ぐみの木541番1地先から | 旧    | 最大 21.0<br>最小 8.0  | 305.0       |       |
| 稲敷郡桜川村大字阿波<br>字腰巻1723番1地先まで | 新    | 最大 44.0<br>最小 11.0 | 305.0       | 迂回路設置 |

**茨城県告示第135号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成4年2月3日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字幸田字ぐみの木541番1地先から  
稲敷郡桜川村大字阿波字腰巻1723番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成4年2月6日

**茨城県告示第136号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 那珂湊市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画公園事業  
6・5・201 那珂湊市運動公園
- 3 事業施行期間 昭和58年6月13日から平成7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

**茨城県告示第137号**

平成3年12月26日付け土土改指令第28号で認可した西真鍋地区の更正換地計画については、土浦市木田余土地改良区から換地処分があった旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成4年2月3日

茨城県土浦土地改良事務所長 中 嶋 茂

茨城県告示第138号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営干拓等事業荖崎東地区全換地区に係る換地処分をした。

平成4年2月3日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 有 吉 潔

## 公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営大野中部2期地区土地改良事業(農道整備)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営大野中部2期地区土地改良事業(農道整備)計画書写し

2 縦 覧 期 間

平成4年2月4日から平成4年2月29日まで

3 縦 覧 場 所

大野村役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営大野中部2期地区土地改良事業(区画整理)につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営大野中部2期地区土地改良事業(区画整理)計画書写し

2 縦 覧 期 間

平成4年2月4日から平成4年2月29日まで

3 縦 覧 場 所

大野村役場

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字西大橋字南台590番1, 591番1

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市大字上横場2380番地の22

沼尻産業株式会社

代表取締役 沼 尻 博

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡八千代町大字菅谷字向根ノ谷887番27, 同番28, 同番29, 同番40, 同番41, 同番42, 同番53, 同番54, 同番55, 同番1, 同番19, 同番20, 同番13, 同番51, 同番52

## 2 事業主の住所及び氏名

埼玉県岩槻市大字鹿室207番5

大栄企業株式会社

代表取締役 丹 野 徳 雄

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村土屋字布佐橋1983番19, 同番21, 同番103, 同番233

## 2 事業主の住所及び氏名

神奈川県横浜市港北区高田町723番地

東京鋼器株式会社

代表取締役 高 木 秋 吉

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城郡石下町大字新石下字駒離1643番1

## 2 事業主の住所及び氏名

笠 倉 享

---

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成4年2月3日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                   |                   | 道 路 の 位 置                     | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|--------------|-------------------------|-------------------|-------------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                     | 住 所               |                               | 幅 員          | 延 長           |
| 水土木指令<br>第 60 号 | 4 . 1 . 21   | 昭和都市開発㈱<br>代表 鯨岡昭雄      | 水戸市千波町<br>1905    | 西茨城郡友部町橋爪<br>字原923—1          | メートル<br>5.00 | メートル<br>34.90 |
| “<br>第 68 号     | 4 . 1 . 23   | ㈱東海住宅<br>代表 渡辺勇一        | 東海村舟石川<br>832の11  | 東茨城郡常北町大字那珂西字吹上台<br>1351—3, 4 | 6.00         | 98.20         |
| 潮土木指令<br>第 30 号 | 4 . 1 . 22   | 久保 博                    | 大野村荒井35           | 大野村荒井字後<br>604—18, 33, 35, 41 | 6.20         | 77.30         |
| “<br>第 31 号     | 4 . 1 . 23   | ㈱鹿東商事<br>代表 加藤貞雄        | 大洋村汲上<br>1221番地の2 | 大野村大字荒井字前<br>360—10           | 4.20         | 25.87         |
| “<br>第 32 号     | 4 . 1 . 23   | 春日井産業<br>茨城㈱<br>代表 児嶋和久 | 大洋村大字台濁沢1065      | 鉾田町大字半原字成田<br>久保2725—10, 11   | 6.20         | 37.75         |

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1月)  
休日の場合は線下発行(金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)